

令和3年度 第1回茨木市バリアフリー基本構想協議会 議事録

1 日 時

令和3年10月12日（火）10時00分～12時00分

2 場 所

市役所南館8階中会議室

3 出 席 者

【会場】

・ 委員

塚口会長、猪井副会長、伊良原委員、岩合委員、佐藤委員、笹野委員、六條委員、山下委員、藤田委員、中野委員、吉岡委員、市川委員、宮地委員、北川委員、中村委員、岸田委員、小田委員、中田委員

・ 事務局

建設部、こども育成部、交通政策課、道路課、障害福祉課、長寿介護課、施設課

【リモート】

住友委員、井上委員、山下委員、杉原委員、宮城委員、林委員、井坂委員

松井委員 【代理】市川氏(大阪府茨木土木事務所建設課道路整備G総括主査)

4 欠 席 者

山寄委員

5 開催形態

公開（傍聴人1人）

6 次第及び議事内容

（1）開会（建設部長挨拶）

（2）会長・副会長の選出について

【委員の互選により、塚口委員が会長に、猪井委員が副会長に決定】

（3）会議及び会議録の公開・非公開について

（事務局）

会議は、個人に関する情報等を審議する場合を除き、原則、公開とし、会議資料については傍聴者へ閲覧、配布する。

会議録は、要約したものを会長が確認した後に公開とし、会議録中の発言者の表示については、各委員のご承諾をいただければ、「各委員の名前」「事務局」等として公表する。また、会議資料に

についても公開する。

【会議及び会議録の公開について異議はなく、事務局説明のとおり決定】

(4) 茨木市バリアフリー基本構想の改定について

【事務局より茨木市バリアフリー基本構想の改定について説明】

(猪井副会長)

茨木市は、マスタープランを新たに創設することを考えているのか、それとも、現行基本構想の中で、長期の整備計画を含め市全域のバリアフリー化方針示すことを考えているのか。

また、法改正に伴い、公立小中学校が特別特定建築物に追加されたことを受け、公立小中学校を生活関連施設に追加し、施設にアクセスする経路を新たに設定する考えはあるか。

(事務局)

マスタープランとは、具体の事業計画である基本構想の作成に繋げることを目的に、移動等円滑化促進地区を設定し、バリアフリー化方針を示すものであると認識している。一方で、茨木市は、既に基本構想を作成し、重点的に整備する地区を3地区設定している為、新たにマスタープランを創設し、促進地区を設定する考えはない。しかしながら、3地区以外の市内全域についても、移動等円滑化整備ガイドラインに沿って順次整備を進めており、今後も重点整備地区に限らず、市内全域のバリアフリー化を促進していく考えである。また、新たに特別特定建築物として追加された公立小中学校については、生活関連施設への追加及び経路設定の必要性について、関係課と調整のうえ検討していく。

(山下委員)

茨木市バリアフリーマップについて、「茨木市事業者の合理的配慮の提供に係る助成」を受けた店舗は掲載されているのか。

(事務局)

バリアフリーマップに掲載されている店舗は30店舗あり、助成を受けている店舗についてはすべてこちらから声掛けを行った。その上でこのマップの趣旨をご理解いただき、掲載に賛同いただいた店舗については掲載している。

(山下委員)

マップに掲載されているバリアフリー整備された店舗でも、通路に荷物があるなど、店舗側と障害者とのバリアフリーに対する意識のズレがある。このような意識のズレが生じないように、今後も店舗への注意喚起等を考えていただければと思う。

(岩合委員)

万博開催以降、バリアフリー化が進んでいない箇所が2つある。今後、市内のバリアフリー化を進めていく中で、対応していただきたい。1つ目は、茨木郵便局前の歩道橋である。この歩道橋は、階段のみで横断歩道もないことから、車いす利用者やショッピングカート等を使用されている方が、当該交差点を

渡る際、多大な時間と労力を要する。歩道橋自体老朽化していることも考慮し、既設の歩道橋を撤去し、障害者や高齢者も利用できるようなスロープやエレベーター付きの歩道橋に改修するよう、今後検討いただきたい。

2つ目は、JR 茨木駅南側に位置する高架下の横断トンネルである。トンネルの側壁が劣化していることと、頭上直近を列車が通ることから、恐怖心を感じる。心のバリアフリーの観点から、快適に通行できるトンネルに改善していただきたい。

(猪井副会長)

まず事務局に回答いただいた後、1点目については大阪府管理の道路なので、茨木土木事務所からご意見いただきたい。

(事務局)

1点目の歩道橋は、JR・阪急茨木市駅周辺の重点整備地区に入っており、現在、改修方法について検討している。改修にあたって、スロープやエレベーターの設置は、用地等の確保が必要になり、また、四方にエレベーターを設置する場合、多大な費用がかかる為、茨木土木事務所に改修について検討いただいているが、なかなか難しいとのことである。

2点目の JR 軌道橋下のトンネルは、時間帯によっては通過交通が多く、人と車が錯綜する場面も見られるが、数年前に立命館大学からイオンへ抜ける地下道が開通したことにより、従前より交通量が減少している。ご指摘のように、側壁の老朽化が進み、夜間は暗い道である為、防犯灯の LED 化等を行ってきたが、今後も管理者と相談し、更にできることを考えてければと思う。

(松井委員(代理 市川総括主査)／土木事務所)

当該歩道橋は、以前からエレベーター設置に関するご要望をいただいております。用地や管理等について議論しているものの、課題が多く実現に至っていない状況である。古い汚いというご指摘もあるが、これについては随時点検を行っており、状況によっては補修等も検討させていただく。

(住友委員)

2点質問したい。1点目は、茨木市は重点整備地区を3地区設定し、特定事業を推進されているが、自分は重点整備地区を市内全域に広げるべきものだと考える。先に事務局から、3地区以外にもバリアフリー整備を推進していくという話もあったが、中・長期計画でこれを各地域に広げる構想を具体的に検討されているのか。

2点目は、各事業及び各事業者で、バリアフリーの概念が明確に定義されているか。

(事務局)

まず、重点整備地区内については、不特定多数の方が利用する施設が多数あり、それをつなぐ経路も様々である為、特定事業として位置付け、重点的に整備を推進していく考えである。重点整備地区以外については、事業として位置付けるには広範囲となってしまう為、移動等円滑化整備ガイドラインに沿って順次整備を進めていく考えである。

(猪井副会長)

バリアフリーの定義については、事業及び各事業者において多少のズレはあるものの、協議会等による意見交換を行い、スパイラルアップにつなげている。今回、心のバリアフリーが盛り込まれたこともあり、バリアフリーの概念も以前のようにハード整備を進めればよいという意識ではなくなっていると思う。

(六條委員)

3点述べたい。1点目は、茨木市バリアフリーマップについて、非常に良くできていると思う。これをどこでどう広めていくかが大事になるかと思うが、配架方法について教えていただきたい。

2点目は、心のバリアフリーについて、「あわれみ」等同情の気持ちが心のバリアフリーであると誤解がないようにしていただきたい。そこで、法改正で追加された教育啓発特定事業について、具体的にどのような事業を検討されるか教えていただきたい。

最後に、法改正を受け、バリアフリーに関する課題について、どのように考えているか。国道事務所の委員に法改正を踏まえた意見を聞きたい。

(事務局)

1点目のバリアフリーマップの配架方法については、関係課と調整し、窓口等で配架するだけでなく、こちらから働き掛けをし、手に取っていただけるよう検討していきたい。

2点目の「教育啓発特定事業」についても、関係課や事業者と調整し、記載内容について検討していきたい。

(林委員／国道事務所)

今回の法改正は、ハード面・ソフト面両方に関するものであったが、茨木市は、生活関連施設・経路等ハード面の整備が一定進んでいるということなので、ソフト面の心のバリアフリーをより一層推進していくことが、大きなポイントになると考える。そこで、法改正で追加された教育啓発特定事業について、具体的な取り組み等を示し、共生社会の実現に向けた運用を進めることが課題と考える。

(六條委員)

バリアフリーマップについては、市役所内だけでは、広がりが限定されるので、商工会議所等様々な機関と連携し、広めていくことが大事だと思う。心のバリアフリーについては、当事者が参画できる取り組みを推進することが重要と考える。当事者が参画できる取り組みを実施することで、施設等の設計段階から当事者の意見を反映することが可能になり、より快適な施設利用が実現することから、当事者参画は大変重要であるとする。

(猪井副会長)

当事者参画、それも設計段階から参画していただく仕組みを作ることが大事であるという指摘だった。そうしたことを、どのように構想の中に取り入れていくか事務局と検討していただけたらと思う。

(伊良原委員)

心のバリアフリーについて、まず学校の先生に対する教育が必要であると思う。よく教科書やポスターで見かけるのが、健常者が車いすを押し、押し終わったところで障害者が「ありがとう」と言っている絵柄である。これは暗に障害者は健常者にお礼を言わないといけないという意味合いに受け取れる。障害者が助けを求めた際、健常者がその助けに応じることはあってよいが、障害者を見たら優しくしないといけないといった「同情・あわれみ」ばかりを強調した教育をすると、健常者と障害者の間に溝が生まれるのではないかと。健常者が障害者に感謝を義務化させるような世の中にならないよう、学校の先生が、心のバリアフリーについて理解し、障害者に対してどう向き合うべきか教育していくべきだと思う。もう1点、市役所の資料にファックス番号が記載されていないことが多いが、ファックスでしか通信手段がない障害者もいるので、記載が必要であると思う。

(猪井副会長)

心のバリアフリーは成長段階に合わせた指導が必要となるので、大卒の方向性や、現場の先生や当事者も巻き込むことなどは書き込めるのではないかと、個人的には思う。

(伊良原委員)

計画の中に具体的な取り組みを記載するのではなく、学校の先生にバリアフリー法改正についてきちんと内容を把握していただくような仕組みづくりが必要ではないかと思う。

(佐藤委員)

協議会が延期により、10月12日に開催されるということで資料を求めていたが、資料をいただいたのが9月22日だった。点字と墨字の資料であったが、墨字の資料は点字の資料を書き替えたもので、すべてがひらがなであったので、かえって難しく、ボランティアにもホームヘルパーにも読んでもらえなかった。そこで原本がほしい旨を伝えしたが、いただいたのが10月に入ってからであった。そのため、今日は構想の内容に関する意見は言えないが、会場の雰囲気と皆さんの意見を聞き、勉強して帰りたいと思っている。重点整備地区は整備が進み、大阪の地震以来よくなっている。ただ、そこに行くまでの道路状況が悪く、ガイドヘルパーがいなければ歩けない。駅周辺に行くまでの道路を整備していただきたい。

(藤田委員)

自分が通院している精神の病院は単科病院で、以前は夏休みに小学生と当事者が交流していた。最近は交流がなくなったので、以前のように交流の機会を作ってほしいと思う。

(事務局)

佐藤委員からご指摘を受けた、協議会資料のお渡しが遅れてしまったことについては、大変申し訳なかった。今後、どのように情報提供・共有させていただくかも含め、打合せをさせていただければと思う。

(猪井副会長)

藤田委員のご意見については、心のバリアフリーについて仕組みづくり等が求められていると思う。

これまでの交流は、個別の先生方の努力によるものかもしれないので、仕組み作りができるかどうか考えていきたいと思う。

(笹野委員)

バリアフリーマップについて、多くの市民に手に取っていただけるような工夫は検討されているか。

先ほど、委員の意見でファックス番号が記載されていないという話があったが、聴覚障害者向けの配慮などについて何も記載がない為、一目見て分かるような情報提供をしてほしい。

(事務局)

マップの配り方については、先ほども申し上げたように、関係課と調整しつつ、配布の方法もただ置くだけではなく、こちらから働き掛けをして手に取っていただくような方法を検討していきたい。市民全員というのは難しいが、どういう形で必要な方に配布するか、今後検討していきたい。

(猪井副会長)

聴覚障害者の方への対応については、心のバリアフリーの中で、どのような配慮が必要か、今後検討していきたい。

(猪井副会長)

今回、委員から資料提供いただいている内容について説明していただき、また意見交換をしたい。

《伊良原委員より、茨木市内の学校のバリアフリー調査資料について説明(内容省略)》

(六條委員)

学校のバリアフリー整備状況について、事例等あれば教えていただきたい。

(事務局／施設課)

小中学校のバリアフリー化の進め方について、例えばエレベーターは、必要な児童・生徒の入学に合わせて、設置を進めている。また、トイレについても洋式化、多目的化を進めており、まずは和式便器を洋式便器に変える取り組みを進めている。小中学校が避難所として使用される場合を想定したトイレの整備については、必要に応じて多目的トイレを整備することとしており、大阪府福祉のまちづくり条例に適ったトイレの規格も意識しながら進めている状況である。まずは学校の児童・生徒、教員等が快適で安全な学校生活を送れるように整備を進めているところである。

(六條委員)

順次整備を進めていただいていることは評価できるが、実際、当事者が使用できるかが気になる。提供資料の写真にあるような狭い多目的トイレは、使用が困難である。災害時において、使用する体育館の入口が一つしかないことやエレベーターが停止しないか等、課題が様々ある。今後は当事者のことも考慮し、整備を進めてもらえたらと思う。このような内容をこれから協議会で議論していくためにも、他市や

他県の状況や事例を教えてください。

（事務局／施設課）

ご指摘の部分は避難所施設の環境整備という観点になるかと思うが、これまで学校については、教育の現場における児童・生徒を第一優先として、整備を進めていたところである。避難所環境の観点については、今すぐに回答することは難しいが、避難所を運営する部局と意見を交わしながら、今後に向けての取り組みを検討していきたい。

（六條委員）

明石市では当事者参画の取り組みに積極的で事例が多くある。他市の事例を参考にしながら、これからのバリアフリーを考えてもらえればと思う。すべてをすぐに実践してほしいわけではなく、まずは計画の中でどう考えていくか検討いただければと思う。

また、教育の現場とどう連携していくか。そこは縦割り行政ではなく一体的に考えてほしいと思う。

（猪井副会長）

地域の拠点として、役割が増えてきた学校のバリアフリー化をどう進めていくか考えていく上で、縦割り行政を打破していかないというご指摘をいただいた。今後計画にどう反映していくか、検討していきたい。

《山下委員より、茨木市内の店舗のバリアフリー調査資料について説明(内容省略)》

（山下委員）

自分もこの調査に参加したが、店舗のバリアフリーについては2014年から2019年であまり進んでいない。車いす利用者だけでなく、足が悪くて段差があると歩きにくい人、ベビーカーを使っている人など、様々な人が店舗を利用される。大阪府福祉のまちづくり条例では、床面積が200㎡以上の店舗はガイドラインに沿ってバリアフリー整備が義務付けられているが、200㎡に満たない小規模な店舗になると、バリアフリー化が促進されていない為、課題が多い。合理的配慮助成という制度ができたが、店舗立ち上げ当初から、バリアフリー整備を進めることができれば、この制度を利用する必要もなくなる。この店舗規模に係る課題を今後、協議会で議論していきたい。

（猪井副会長）

小規模店舗の対応はなかなか難しいところがある。この扱いをどうするか検討させてもらいたい。

（岩合委員）

通学路とバスの問題について質問したい。北春日丘の西小学校区を通るバスが大きく道路ギリギリを走っている。バスの規格を縮小することはできないか。すぐに対応することはできないと思うが、前向きに検討してもらえればと思う。

(市川委員／近鉄バス)

現状は認識している。ただし、バスの規格はラッシュ時を想定して今の規格としている。歩行者・自転車はもちろん、どのような状況であれ、追い抜かないように乗務員に対する指導を行っている為、今後も継続して乗務員への指導を徹底する。

(六條委員)

心のバリアフリーのところで、「交通事業者による教育訓練等」と書いてあるが、来年度の予定を教えてください。自身が以前から研修に参加させていただいている阪急バスに答えたい。

(吉岡委員／阪急バス)

当社の茨木営業所は毎年、関係者の方に来ていただき、営業所の運転手や責任者が参加し、バス車両を使った実地研修をさせてもらっていた。この2年はコロナ禍の影響で研修は見送っていたが、来年度以降は感染状況に応じ、状況が許せば再開する方向で検討させていただく。

(塚口会長)

今回主に議論されたのは、施設をどのようにして快適に利用できるかということだった。そこで、こうしたことについて、当事者の参画を現行計画に入れていくことが求められていると思う。茨木市のバリアフリー基本構想は個人的に高く評価しており、努力していると感じている。そこに加えて、さらに細かな施設の利用においては、当事者の意見を、できるだけ計画を作るプロセスの中にきちんと入れていくことが今後重要になると感じた。

(猪井副会長)

本日、様々な意見をいただいた。これからどう対応していくのかなかなか難しい部分もあるので、どう計画に反映していくかをまず事務局で検討してもらい、それを受けてまた次回に皆さんで議論してもらえればと考えている。

以上